

令和5年度（補正予算）脱炭素成長型経済構造移行推進対策費補助金  
（商用車の電動化促進事業（タクシー・バス））車両事前登録について

公益財団法人 日本自動車輸送技術協会

1. 事業に係る対象自動車及び要件

本事業に係る自動車は、以下に掲げるタクシー専用車両（以下「タクシー」という。）又はバスであって継続的に製造され市場において販売することが予定されているものを対象とする。なお、バスについては定員11名以上とする。また、ベース車両を架装物等動力構造以外の部分を変更した特種車も含むものとする。

- ① 電気自動車（電気を動力源とし、かつ、動力源とする電気を外部から充電する機能を備えている自動車。以下「BEV」という。）
- ② プラグインハイブリッド自動車（エンジンとモーターを組合せた動力源をもち、かつ、外部電源による充電設備を備えている自動車。以下「PHEV」という。）
- ③ 燃料電池自動車（燃料電池によって駆動される電動機を原動機とし、内燃機関を併用しない自動車。以下「FCV」という。）

2. 事前登録に係る情報の報告の提出書類及び記載内容に係る要件

車両製造事業者が導入対象車両の登録を行う場合は、下表第1欄の書類が提出されていることとし、これら提出書類の記載内容は同表第2欄の要件を満たしていることとする。

表 導入対象車両事前登録のための報告時提出書類

1. 提出書類	2. 記載内容に係る要件
① 様式第1	代表者確認（押印不要）を行うため、報告に係る責任者等の情報を記載すること。車両生産又は販売管理に係る権限を有する役員がある場合は、当該役員の職・氏名の記載した組織図を添付すること。
② 様式第2	<p>(1) タクシーについて</p> <p>i. 車両価格については、首都圏における車両本体価格であること。</p> <p>ii. 同等クラスの標準車両価格とは、対象車両がタクシー仕様でない車両として製作された場合の車両本体価格とする。</p> <p>(2) バスについて</p> <p>i. 車両価格については、標準的な車両（BEV・PHEV・FCV）における価格とし、架装物その他の動力構造以外の仕様（パワートレインを改造して製造した車両）における標準的な仕様に係る定価又は基準となる価格で、全国において販売する場合には首都圏における価格であること。</p> <p>ii. 標準車両価格との差額は、対象車両がディーゼルまたはガソリンエンジン車のパワートレインを改造して製造した車両である場合は、上記（2）iにより算出される差額とする。</p>
③ 様式第3（対象車両がディーゼルまたはガソリンエンジン車のパワートレインを改造して製造した車両である場合に限る。）	<p>(1) 改造後の車両が新規登録<sup>注1</sup>できるものであること。</p> <p>(2) 改造前車両調達費が複数ある場合、本様式を複数作成して報告すること。</p> <p>(3) パワートレインの改造に係る購入部品、製品（モーター、バッテリー等）は当該部品等販売会社の見積書又は領収書を添付すること。</p>
④ 対象車両の図面等構造が分かる資料（動力構造（パワートレイン）を示すもの。架装物その他の仕様について標準的な仕様とみなす理由を示すカタログ、販売実績データその他の説明資料を添付すること。）	<p>(1) 対象車両の動力構造（パワートレイン）は1.の要件に該当していること。電気自動車にあつてはエンジンが付帯されていないものであること。（PHEVを除く。）</p> <p>(2) 対象車両の架装物その他の仕様については標準的な仕様（生産台数が最も多く見込まれること、又は販売実績が最多販売帯にある仕様であること等により代表的なタイプと見な</p>

	せるもの)
⑤ 対象車両の価格を示す資料	カタログ、公表資料、その他販売部門において標準的な価格を定めた資料とする。
⑥ 標準車両の基本仕様が分かる資料（製造事業者名、型式、名称、車両総重量、最大積載量、乗車定員を含む。）	BEVバス・PHEVバスに限る。
⑦ 標準車両の図面等構造が分かる資料（架装物その他の仕様について選定理由を記したカタログ、販売実績データその他の説明資料を添付すること。）	BEVバス・PHEVバスに限る。架装物その他の仕様については本表②において標準的な仕様と認めたものと同じか代替可能なタイプであること。
⑧ 標準車両の価格を示す資料（カタログ、公表資料、その他販売部門において標準的な価格を定めた資料。）	BEVバス・PHEVバスに限る。架装物その他の動力構造以外の仕様が本表⑦における仕様に係る定価もしくは基準となる価格で、全国において販売する場合には首都圏における価格であること。
⑨ 自動車分野のGX実現に必要となる機能及び構造等を示す資料 <sup>注2)</sup>	バスに限る。当該機能が標準で装着されていることが確認できる書面（カタログ等）とする。
⑩ ライフサイクルアセスメント（LCA）の公表を示す資料	当該車両型式のLCA（第三者認証済）の公表資料とする。
⑪ 対象車両の不具合等に対して修理を行う体制が整備されている資料。（修理用の部品が入手可能であること。）	当該部門を記載した組織図を添付すること。
⑫ 代理店契約書等	車両製造事業者以外のものが報告を行う場合は、報告者は車両製造事業者と代理店契約等を交わしていること。
⑬ 様式第4（表明書）	申請者において表明されていること。

注1) 登録前の新車を改造し初めて登録すること。

注2) バスに限る。以下の機能及び構造にあつては、標準装備であること。また、標準で装着されていることが確認できる書面（カタログ等）を添付すること。

- ・先進的且つ普及初期段階にある電費向上に資する機能
- ・先進的且つ普及初期段階にあり、ユーザーが安心・安全に乗り続けられる環境構築に資する車両構造もしくは機能
- ・V2H 対応等の外部給電機能